

# 施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

## 【質問一覧】

### ○全般

(問1) 「施設基準」とは何ですか。

(問2) 診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

(問3) 施設基準の通知やホームページの届出一覧にある「平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。」とはどういう意味ですか。

### ○届出書の提出

(問4) 届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。

(問5) 届出書は何部提出するのですか。

(問6) 届出書を提出する際に、返信用封筒は必要ですか。

(問7) 届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。

(問8) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)の「届出番号」は何を記載すればよいですか。

(問9) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。

(問10) 基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)に押す「印」は何の印を押せばよいのですか。

(問11) 届出書はホチキス留めした方がよいですか。

(問12) 基本診療料の別添7及び特掲診療料の別添2の続紙(「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト)を添付するの必要はありますか。

(問13) 届出書の締切日を教えてください。

(問14) 届出書の提出は、窓口を持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。

(問15) 受付窓口の時間を教えてください。

## 施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

### ○届出書の提出後

- (問16) 受理通知書はいつ送付されるのですか。
- (問17) 郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。
- (問18) 受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。
- (問19) 届出書を提出した後に届出様式の記入誤り（又は添付書類の漏れ）があることがわかった場合は、どのようにしたらよいですか。
- (問20) 届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。
- (問21) 施設基準で届け出た従事者の変更は届出が必要ですか。
- (問22) 施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。
- (問23) 運動器リハビリテーション料等について、ⅡからⅠへ届出する場合（又はその逆）、辞退届は必要ですか。

### ○その他

- (問24) 現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。
- (問25) 保険医療機関の移転（法人化、交代等）に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること（遡及指定）になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。
- (問26) 平成30年度診療報酬改定で「基準を満たしていればよく、届出を行う必要はない施設基準」となったものはどの施設基準ですか。
- (問27) 認知症地域包括診療加算、認知症地域包括診療料の届出様式がホームページに見当たらないのですが。
- (問28) 精神科の診療に係る経験を十分に有する医師に係る届出書（別紙様式39）は、毎年、届出する必要がありますか。
- (問29) 向精神薬多剤投与に係る報告書（別紙様式40）の提出期限は、いつですか。
- (問30) 施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。
- (問31) 酸素を使用していますが、届出は必要ですか。

## 施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

### （問1）「施設基準」とは何ですか。

（答） 診療行為の中には、保険医療機関が一定の人員や設備を満たす必要があり、その旨を地方厚生局に届け出て初めて点数を算定できるものがあります。この満たすべき人員や設備を施設基準といい、点数表とは別に厚生労働大臣告示が定められ、また細かい取扱いが通知で示されています。施設基準の届出が必要なものには、点数表に「別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局等に届け出た～」という一文が入っています。

### （問2）診療報酬改定の告示や通知についてはどこで確認ができますか。

（答） [こちら](#)の厚生労働省ホームページから確認ができます。

### （問3）施設基準の通知やホームページの届出一覧にある「平成30年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。」とはどういう意味ですか。

（答） これは届出に関して経過措置となっているもので、この場合は、平成30年3月31日において算定していた保険医療機関であれば、平成30年10月1日までに届出直しすればよいという意味です。

### （問4）届出用紙を入手するにはどうしたらよいですか。

（答） 関東信越厚生局ホームページからダウンロードできます。[こちら](#)をご覧ください。

### （問5）届出書は何部提出するのですか。

（答） 1部提出してください。提出した届出書の写しを適切に保管してください。届出書は、

- ① 「基本診療料の施設基準等に係る届出書（別添7）」又は「特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添2）」
  - ② ○○の施設基準に係る届出書添付書類（様式○）
  - ③ 様式の「記載上の注意」に指示がある場合はその添付書類
- の3点から構成されますが、①～③を提出してください。

事務処理後に受理通知書を送付します。

## 施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

**（問 6）届出書を提出する際に、返信用封筒は必要ですか。**

（答） 不要です。

**（問 7）届出書を提出する際に、連絡先や送付書類の内訳を記載した送付書を添えた方がよいですか。**

（答） 届出書のみで結構です。連絡先は届出書に記載してください。

**（問 8）基本診療料の施設基準等に係る届出書（別添 7）、特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添 2）の「届出番号」は何を記載すればよいですか。**

（答） 厚生局で番号を記載するので、空欄のままで結構です。

**（問 9）基本診療料の施設基準等に係る届出書（別添 7）、特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添 2）の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。**

（答） 審査の際に不明な点がある場合に連絡をしますので、その施設基準の内容がわかる方の記載をお願いします。（代表者でなくて結構です。）なお、病院の場合は、必ず担当部署を記載してください。

**（問 10）基本診療料の施設基準等に係る届出書（別添 7）、特掲診療料の施設基準に係る届出書（別添 2）に押す「印」は何の印を押せばいいのですか。**

（答） 開設者が個人であれば個人印、法人であれば法人代表者印（丸印）を押印してください。

**（問 11）届出書はホチキス留めした方がよいですか。**

（答） できるだけ、クリップで留めていただきますようお願いします。

**（問 12）基本診療料の別添 7 及び特掲診療料の別添 2 の続紙（「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト）を添付する必要がありますか。**

（答） 平成 28 年度の改定により、添付は不要になりました。届出時の確認に使用してください。

## 施設基準等の届出に関するよくあるご質問【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

### （問 1 3）届出書の締切日を教えてください。

（答） 平成30年4月1日算定開始の届出の締切日は、4月16日です。

5月以降は、毎月1日（1日が閉庁日の場合は、翌開庁日）になります。

（例：5月1日受付→5月1日から算定可能。5月2日受付→6月1日から算定可能。）

具体的には、[こちら](#)のページの「各種の申請・届出の提出先及び締切日について」をご覧ください。

### （問 1 4）届出書の提出は、窓口を持参しないといけませんか。また、郵送する場合のあて先を教えてください。

（答） 郵送でも結構です。ただし、届出書が届いた日が受付日になりますので、締切日が近い場合はご注意ください。（※FAXでの受付はしていません。）

あて先

〒163-1111 新宿区西新宿6丁目22-1

新宿スクエアタワー11階

関東信越厚生局 東京事務所 審査課

### （問 1 5）受付窓口の時間を教えてください。

（答） 午前8時30分から午後5時15分までです。

### （問 1 6）受理通知書はいつ送付されるのですか。

（答） 届出した翌月（1日に届出した場合は当月）の下旬に送付します。

### （問 1 7）郵送で送った届出書が届いているか確認したいのですが。

（答） 毎日、大量の届出書が届いていますので、到着のご確認はご遠慮いただいています。届け先に配達したことが確認できるサービス（書留、レターパック等）をご利用ください。

### （問 1 8）受理通知書が届いていませんが算定してしまってよいですか。

（答） 届出の要件を満たしていれば、算定は可能です。届出書に不備や確認すべき事項があれば担当から連絡しますので、指示に従ってください。

## 施設基準等の届出に関するよくあるご質問 【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

**（問 19）届出書を提出した後に届出様式の記入誤り（又は添付書類の漏れ）があることがわかった場合は、どのようにしたらよいですか。**

（答） 差替え又は追加する届出様式、添付資料に次の事項を入れた送付書を添えて提出してください。

送付書の事項

- ① 医療機関コード
- ② 医療機関名
- ③ 連絡先電話番号
- ④ 担当者氏名
- ⑤ 提出した施設基準名
- ⑥ 窓口受付日又は郵送の発送日（わかる範囲で結構です。）

**（問 20）届出した内容に変更が生じた場合はどうすればいいですか。**

（答） 新規で届け出た方法と同様に変更の届出をしてください。

**（問 21）施設基準で届け出た従事者の変更は届出が必要ですか。**

（答） 原則不要です（平成30年4月から変更になりました）。

ただし、神経学的検査、画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料（I）、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について届け出ている医師に変更があった場合にはその都度届出が必要です。

また、届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準、CT撮影及びMRI撮影について届け出ている撮影に使用する機器に変更があった場合にはその都度届出が必要です。

**（問 22）施設基準の要件を満たさなくなった場合はどうすればよいですか。**

（答） 辞退届を提出してください。届出書は[こちら](#)です。

**（問 23）運動器リハビリテーション料等について、ⅡからⅠへ届出する場合（又はその逆）、辞退届は必要ですか。**

（答） （運Ⅱ）から（運Ⅰ）のように届出番号が変わる施設基準については、辞退届が必要です。届出書は[こちら](#)です。

なお、急性期看護補助体制加算を50対1から25対1へ届出するように届出番号が変わらないものについては、辞退届は不要です。

## 施設基準等の届出に関するよくあるご質問 【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

**(問 2 4) 現在、どの届出を届出しているかわからなくなってしまった場合は、どうしたらよいですか。**

(答) 関東信越厚生局の「届出受理医療機関名簿」で確認できます。[こちらの](#)ページの「施設基準の届出状況(全体)(届出受理医療機関名簿)」→「東京都」をご覧ください。

**(問 2 5) 保険医療機関の移転(法人化、交代等)に伴い、さかのぼって保険指定を申請すること(遡及指定)になりました。施設基準の届出は改めて必要ですか。**

(答) 遡及指定日以降も同様に算定する場合は、届出が必要です。

**(問 2 6) 平成30年度診療報酬改定で「基準を満たしていればよく、届出を行う必要はない施設基準」となったものはどの施設基準ですか。**

(答) 届出を行う必要がなくなった医科・歯科の施設基準は次のとおりです。

- ・高度難聴指導管理料

**(問 2 7) 認知症地域包括診療加算、認知症地域包括診療料の届出様式がホームページに見当たらないのですが。**

(答) 地域包括診療加算と認知症地域包括診療加算、地域包括診療料と認知症地域包括診療料は、それぞれ届出が共通になっていますので、新たに認知症地域包括診療加算、認知症地域包括診療料を算定したい場合は、それぞれ地域包括診療加算、地域包括診療料を届出してください。

なお、すでに地域包括診療加算、地域包括診療料を届出している場合は、それぞれ認知症地域包括診療加算、認知症地域包括診療料を算定できます。

**(問 2 8) 精神科の診療に係る経験を十分に有する医師に係る届出書(別紙様式39)は、毎年、届出する必要がありますか。**

(答) 医師の追加等がない場合は、届出不要です。

**(問 2 9) 向精神薬多剤投与に係る報告書(別紙様式40)の提出期限は、いつですか。**

(答) 4月～6月分→7月末日、 7月～9月分→10月末日、  
10月～12月分→1月末日、 1月～3月分→4月末日になります。

## 施設基準等の届出に関するよくあるご質問 【医科・歯科】

関東信越厚生局 東京事務所

### (問30) 施設基準の届出以外に必要な届出や報告はありますか。

(答) 届出・報告の必要があるものは次のものがあります。

- ・ [保険医療機関の指定等に関する申請・届出](#)
- ・ [保険医の登録等に関する申請・届出](#)
- ・ [保険外併用療養費の報告](#) (差額ベッド、予約診療等)
- ・ [酸素の購入価格の届出](#) (毎年2月)
- ・ [明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出](#)
- ・ [初診料及び外来診療料の注2、注3に規定する施設基準に係る報告](#)  
(紹介率・逆紹介率) (毎年10月)
- ・ 施設基準の届出状況等の報告 (毎年7月の定例報告)  
(対象医療機関には厚生局から通知をお送りします。)
- ・ [精神科の診療に係る経験を十分に有する医師に係る届出](#)
- ・ [向精神薬多剤投与の状況の報告](#) (毎年4月、7月、10月、1月)
- ・ [妥結率に係る報告](#) (毎年10月)
- ・ [回復期リハビリテーション病棟入院料における実績指数等に係る報告書](#)  
年4回(4月、7月、10月、1月)から、年1回(7月)に変更になりました。
- ・ [精神科デイ・ケア等の実施状況に係る報告書](#) (毎年10月)
- ・ [ブリッジの事前申請書](#) (歯科)
- ・ [小児義歯の事前申請書](#) (歯科)

### (問31) 酸素を使用していますが、届出は必要ですか。

(答) 保険医療機関で4月1日以降に酸素を使用する場合、その年の2月15日までに届出をする必要があります。酸素の購入価格に関する届出書を1部提出してください。届出書は[こちら](#)です。この届出は、毎年、必ず提出していただく必要があります。(酸素を使用しない場合は、届出は不要です。)